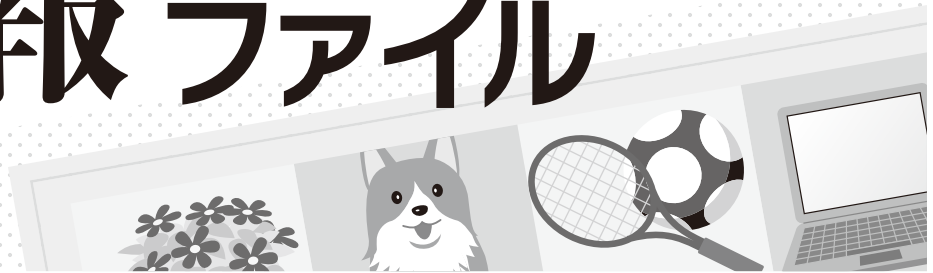


# 情報ファイル

information file



## 〈別表〉

| 受給資格    | 離職理由コード              |
|---------|----------------------|
| 特定受給資格者 | 11 12 21 22<br>31 32 |
| 特定理由離職者 | 23 33 34             |

※雇用保険受給資格者証の離職理由欄に別表のコードの記載がある方が、特定受給資格者・特定理由離職者です。

倒産・解雇、雇止めなどの非自発的な理由で離職をした方の国民健康保険（国保）税を軽減する制度があります。

**対象** 平成21年3月31日以降に離職し、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇など）または特定理由離職者（雇止めなど）で失業等給付を受ける方

## 非自発的失業者の 国保税軽減制度

## 国保

**軽減内容** 国保税の算定基礎となる前年の給与所得を、100分の30とみなして計算します。

### 軽減期間

①平成21年3月31日～同22年3月30日の離職：平成22年度（平成22年4月～同23年3月）分

②平成22年3月31日以降の離職：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

（例）平成25年3月31日に離職した場合、平成25年度（平成25年4月～同26年3月）分および平成26年度（平成26年4月～同27年3月）分の2年度分が対象となります。

### 注意

・軽減期間は、雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

・国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

### 手続きに必要なもの

雇用保険受給資格者証（ハローワークで交付されたもの）

### 問合せ先

困市民窓口グループ  
☎52-1111（内線261）

## 6月 し尿収集作業日程表

| 月日   | 曜日 | 区 域               | 月日  | 曜日 | 区 域              |
|------|----|-------------------|-----|----|------------------|
| 6月1日 | 土  |                   | 16日 | 日  |                  |
| 2日   | 日  |                   | 17日 | 月  | 田戸町三・四丁目         |
| 3日   | 月  | 青木町二～七丁目          | 18日 | 火  | 田戸町五～七丁目         |
| 4日   | 火  | 青木町七～九丁目          | 19日 | 水  | 本郷町              |
| 5日   | 水  | 春日町               | 20日 | 木  | 呉竹町二～六丁目         |
| 6日   | 木  |                   | 21日 | 金  | 呉竹町六七丁目、屋敷町一～三丁目 |
| 7日   | 金  | 湯山町、神明町、沢渡町       | 22日 | 土  |                  |
| 8日   | 土  |                   | 23日 | 日  |                  |
| 9日   | 日  |                   | 24日 | 月  | 屋敷町四～七丁目         |
| 10日  | 月  | 稗田町一～五丁目          | 25日 | 火  | 向山町一～六丁目         |
| 11日  | 火  | 稗田町五・六丁目、二池町一～三丁目 | 26日 | 水  | 向山町六丁目、小池町       |
| 12日  | 水  | 二池町四～六丁目          | 27日 | 木  | 小池町、新田町、八幡町      |
| 13日  | 木  | 碧海町               | 28日 | 金  | 論地町、清水町          |
| 14日  | 金  | 芳川町、田戸町二・三丁目      | 29日 | 土  |                  |
| 15日  | 土  |                   | 30日 | 日  |                  |

## 6月のし尿収集

6月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2

## し尿

～3日前後することがあります。

申込先（収集業者）  
高浜衛生㈱

☎53-0516

### 問合せ先

困市民生活グループ

☎52-1111（内線263）